

令和元年十月十一日提出
質問第二七号

在職老齡年金の縮小の目的と影響等に関する質問主意書

提出者 山井和則

在職老齢年金の縮小の目的と影響等に関する質問主意書

政府は、二〇一九年八月に公表された将来の公的年金の財政見通し（財政検証）のオプション試算の中で、在職老齢年金の縮小等について取り上げるとともに、社会保障審議会年金部会でも議論しています。そこで以下の通り、質問します。

一 六十五歳以上の厚生年金受給者に対する在職老齢年金制度（以下、高齢者在職老齢年金制度という。）を適用する基準額の六十二万円への引き上げが実施された場合、現状に比べ、年間いくらの財源が必要になりますか。また、対象者は何人で全受給者の何パーセント程度か。また、基準額の引き上げにより、一人当たり平均で月、年それぞれ年金はいくらアップしますか。これらについて政府では試算していますか。試算しているのであれば示して下さい。

二 高齢者在職老齢年金制度の基準額の六十二万円への引き上げにより、対象者以外の年金は、いつから削減されますか。また、削減額は、一人当たり平均で月、年それぞれいくらかですか。これらについて政府では試算していますか。試算しているのであれば示して下さい。

三 高齢者在職老齢年金制度の基準額の六十二万円への引き上げにより、現在支給停止を受けている賃金と

年金を合わせて四十七万円以上の月収がある方の年金が増える一方、どのような方々の年金がいつから年にいくら減額されますか。年金を減額される方が受給している年金の平均の月額と、一人当たり平均で月、年いくら年金が引き下げられるか示して下さい。また、年金が減額される対象者は何人で全受給者の何パーセントですか。これらについて政府では試算していますか。試算しているのであればそれぞれ示して下さい。

四 高齢者在職老齢年金制度の基準額の六十二万円への引き上げは、十月九日に開催された財政制度等審議会財政制度分科会で配布された資料には、「高所得者への給付を回復すると、低中所得者の給付水準は低下する」と明記されています。高齢者在職老齢年金制度の基準額の六十二万円への引き上げは、一部の高所得者の年金受給額を増やす代わりに、その財源確保のために、大多数の低中所得者の年金を引き下げる改革と理解することは正しいですか。

五 四での理解が正しいとすれば、そのような高齢者の世代内格差を拡大させる改革は、本来あるべき改革とは方向が逆ではありませんか。すなわち、本来あるべき改革とは、高所得者の年金を少し削ってでも、低年金者の年金を引き上げるものではありませんか。政府の見解を示して下さい。

六 高齢者在職老齢年金制度の基準額の六十二万円への引き上げに必要な財源は、年いくらか試算していますか。試算しているならば、二〇二〇年度、二〇三〇年度、二〇四〇年度、二〇五〇年度などのそれぞれの年度について示して下さい。

七 もし高齢者在職老齢年金制度の基準額の六十二万円への引き上げにより、その対象となる高所得の高齢者の年金受給額を増やす一方、対象外の高齢者への支給減を行わなければ、高所得の高齢者への支給増による年金財政の赤字が累積され、対象外の高齢者への支給減が開始された時に、累積した赤字額を一気に解消するための多額の支給減になるという理解でよろしいですか。

八 高齢者在職老齢年金制度の基準額の六十二万円への引き上げにより、六十五歳以上の就業者は何人増えると推定していますか。推定しているのであれば示して下さい。

右質問する。